

動物検疫業務の概要

農林水産省 動物検疫所
Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



令和5年4月20日

農林水産省 動物検疫所

本日の内容

1. 動物検疫の概要

輸入検疫の強化

2. 輸出促進

3. 国内支援 他

4. まとめ



本日の内容

1. 動物検疫の概要

輸入検疫の強化

2. 輸出促進

3. 国内支援 他

4. まとめ

動物検疫所の役割

海外からの伝染性疾病の侵入を防止し、畜産業の振興と公衆衛生の向上を図っています

農林水産省設置法第11条

- 1 家畜伝染病予防法に基づく輸出入動物、その他の物の検査、その他の措置
- 2 輸出入動物に対する狂犬病予防法に基づく検査
- 3 「感染症法」の規定による輸入動物の検査、これに基づく措置
- 4 輸出入動物の健康検査
- 5 動物用生物学的製剤及び予防器具の保管、配付、譲与及び貸付け
- 6 「委託」を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと



動物の係留検査

保税倉庫やコンテナ
ターミナル等での
畜産物の検査



空海港の動物検疫
カウンターでの旅客
等の手荷物検査

犬・猫等の検査



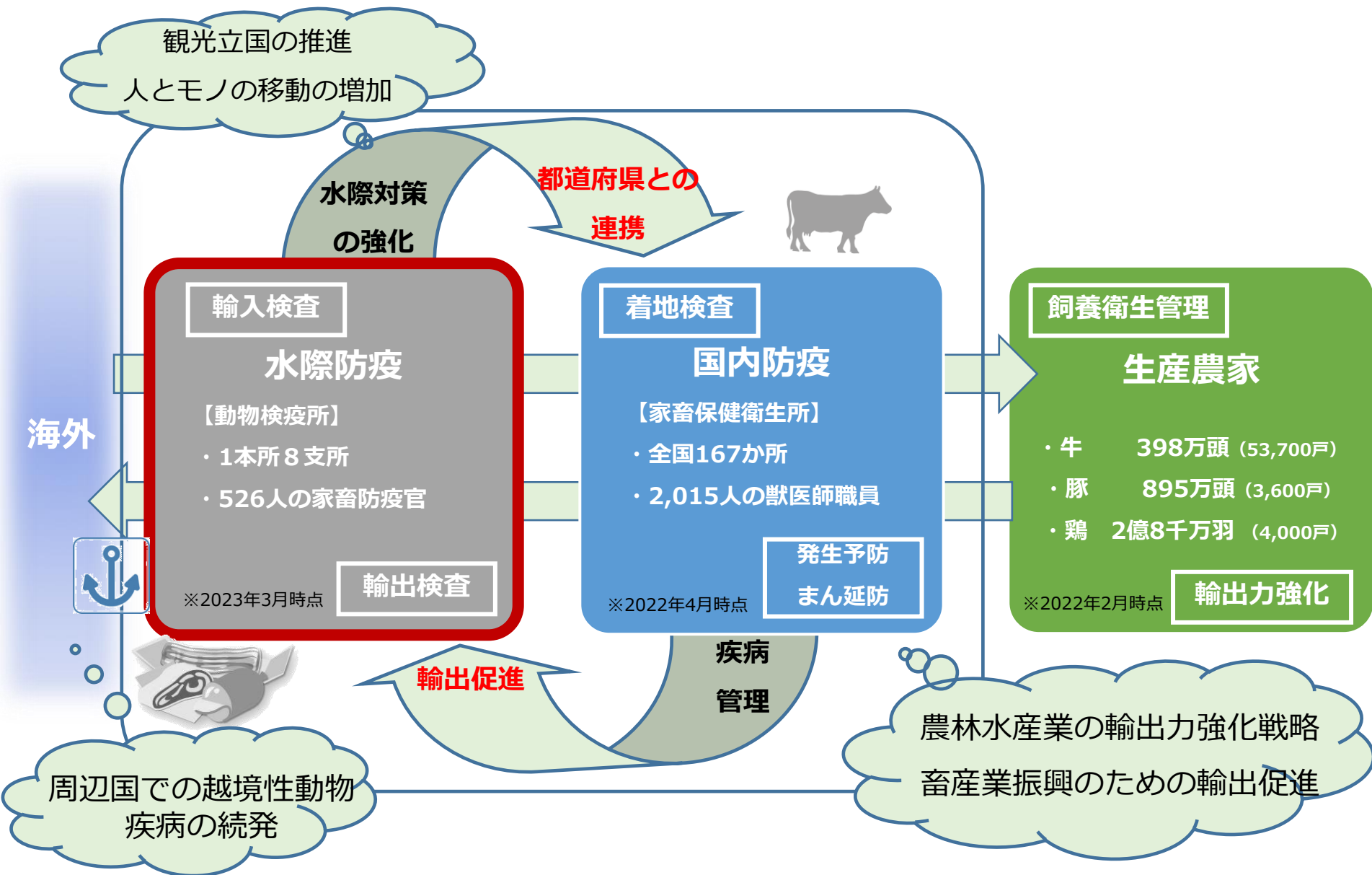
動物検疫業務に係る主な法律

法 律	目 的	主な検疫対象物	検疫対象疾病
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病(寄生虫を含む)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る	・偶蹄類の動物 ・馬 ・家きんとその卵 ・うさぎ、蜜蜂 ・犬 ・これらの骨、肉、皮、毛等 ・ソーセージ、ハム、ベーコン ・穀物のわら及び飼料用の乾草	 監視伝染病に限定 家畜伝染病(28種) 届出伝染病(71種)
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る	・犬 ・猫 ・あらいぐま ・きつね ・スカンク	 狂犬病 1958年以降 我が国での発生なし
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る	・サル	 エボラ出血熱 マールブルグ病
水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する	・魚類(さけ科魚類、こい、ふな属魚類(きんぎょ等)、こくれん、はくれん等) ・甲殻類(くるまえばい科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類、てながえび科えび類) ・貝類等(とこぶし、えぞあわび、まがき属かき類、ほたてがい、まぼや 等)	24疾病 コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病 ウイルス性出血性敗血症 イエローヘッド病 等

H15のコイヘルペスウイルス病の発生を機に対策強化、H19から動物検疫所で対応

(注) プレーリードック、ハクビシン、イタチアナグマ、タヌキ、コウモリ、ヤワゲネズミ等については、感染症法により輸入禁止

我が国の家畜防疫体制（水際防疫と国内防疫）



動物検疫所の配置（1本所、8支所、18出張所、5分室）

● 動物検疫所を配置している場所：35箇所

（1本所、8支所、18出張所、5分室に加え、3事務所）

※船舶分室は指定港と一致しない

▲ 動物検疫所を配置していない指定港：75箇所

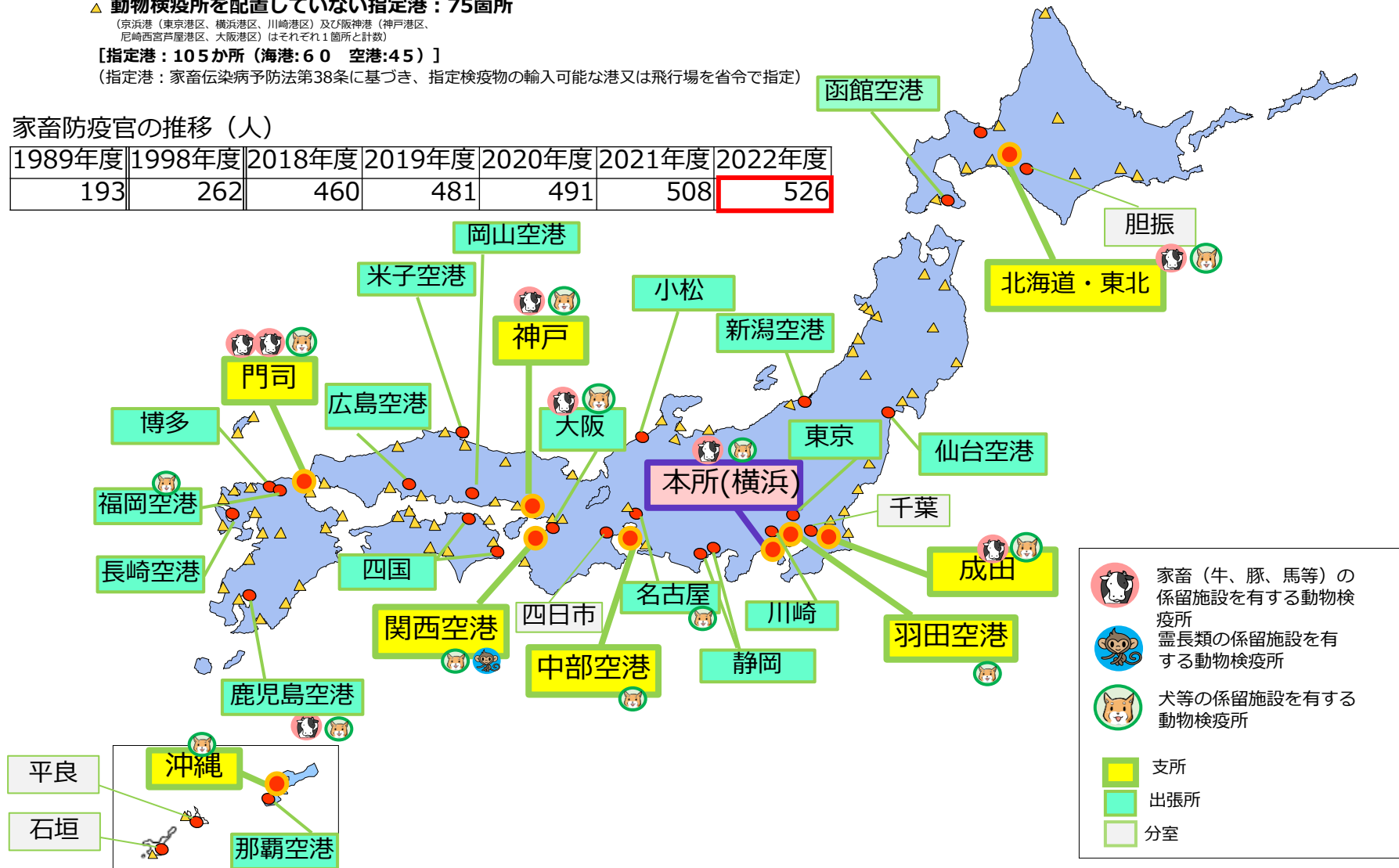
（京浜港（東京港区、横浜港区、川崎港区）及び阪神港（神戸港区、
尼崎西宮芦屋港区、大阪港区）はそれぞれ1箇所と計数）

【指定港：105か所（海港：60 空港：45）】

（指定港：家畜伝染病予防法第38条に基づき、指定検疫物の輸入可能な港又は飛行場を省令で指定）

家畜防疫官の推移（人）

1989年度	1998年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
193	262	460	481	491	508	526



動物検疫所の家畜の係留施設



新門司検疫場（門司支所）



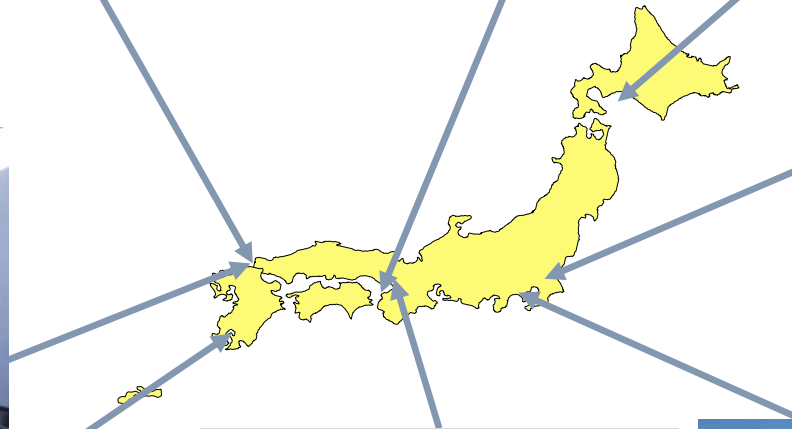
荻藻検疫場（神戸支所）



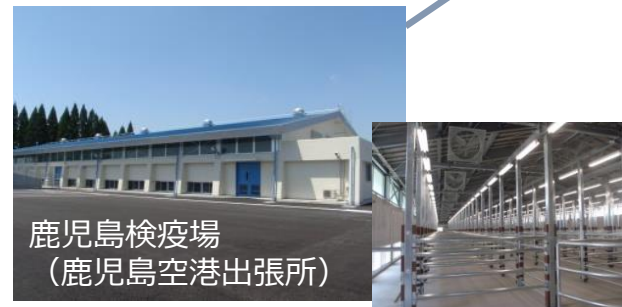
胆振分室（北海道・東北支所）



太刀浦検疫場（門司支所）



天浪検疫場（成田支所）



鹿児島検疫場
（鹿児島空港出張所）

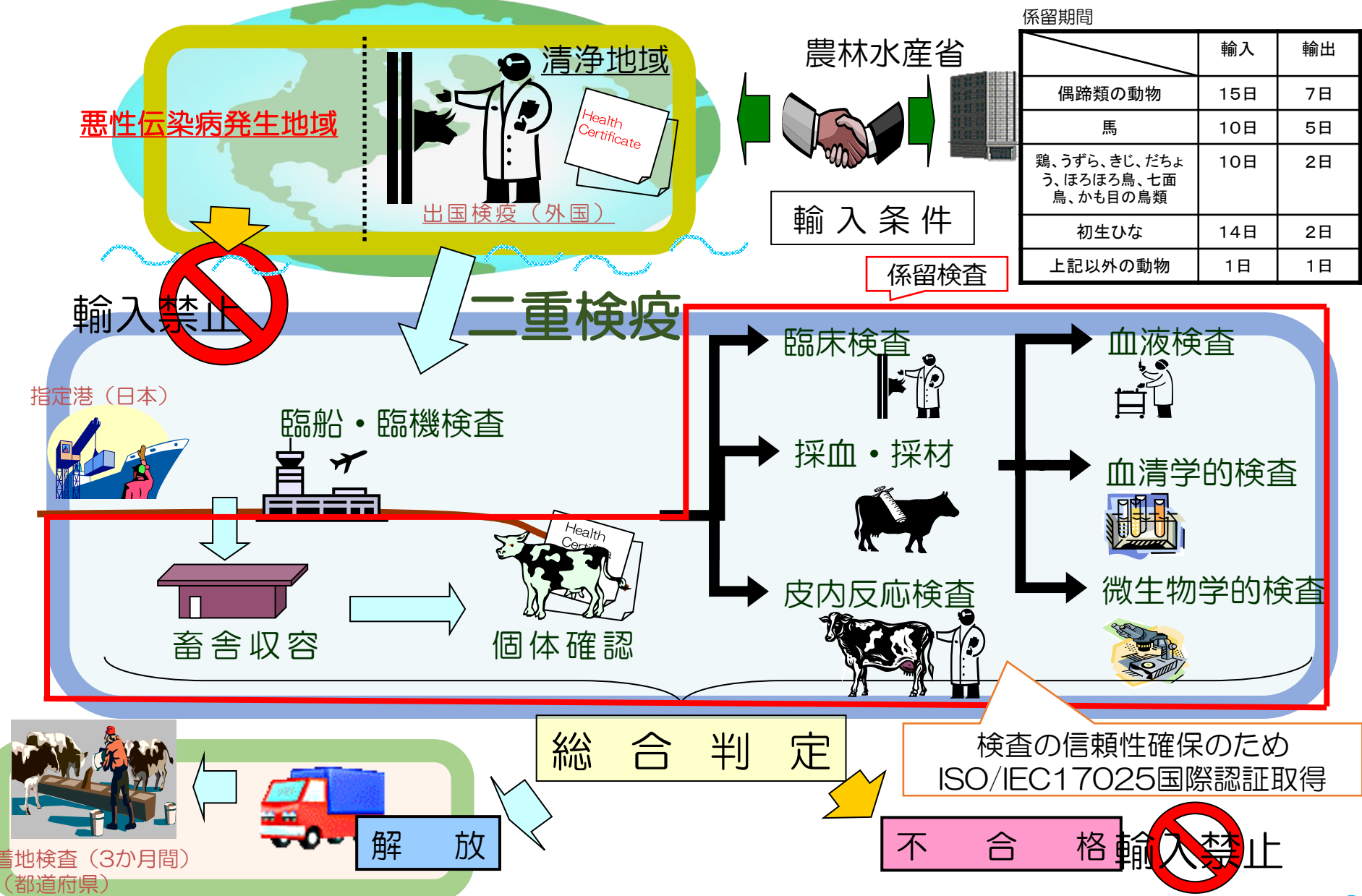


一突検疫場（大阪出張所）



本所（横浜）

生体動物（牛、馬、鶏等）の輸入検査



家畜の輸入検査（家畜伝染病予防法）



1. 臨船・臨機検査



2. 係留施設への輸送及び搬入



3. 書類検査



4. 臨床検査



5. 採血・採材



6. 精密検査

不合格



合格



7. 返送又は殺処分



8. 解放

信頼性の確保

検査の信頼性確保業務（実例）ISO/IEC17025:2017

- 平成16年 GLPの考えに基づく関係要領の制定、標準作業書（SOP）の整備開始
- 平成19年 検査業務点検(実地点検・定期点検)の開始（管理指導課を設置）
- 平成24年 ISO/IEC17025 国内で初めて家畜衛生分野で認定

★ISO/IEC17025とは

試験所等の能力の評価に関する国際規格

ISO 9001

組織運営体制に基づく品質保証



試験等の技術的能力の評価

ISO/IEC 17025

- ・適正な組織運営
- ・技術的に的確
- ・妥当な結果を導き出す能力



★ISO/IEC17025認定取得状況

(2023年4月現在)

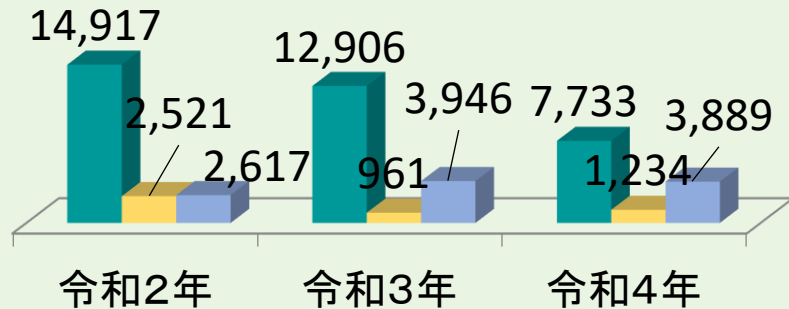
検査室	検査項目
検疫部 動物検疫課	馬伝染性貧血寒天ゲル内沈降反応検査
精密検査部 微生物検査課	オーエスキー病中和試験
精密検査部 病理・理化学検査課	ヨーネ病リアルタイムPCR法
精密検査部 海外病検査課	鳥インフルエンザ寒天ゲル内沈降反応検査
成田支所 動物検疫第1課	豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）ELISA法
門司支所 検疫第2課	馬伝染性貧血寒天ゲル内沈降反応検査

国際機関による獣医組織能力評価(PVS)においても、日本の検疫及び水際のセキュリティは最高評価を受けています。

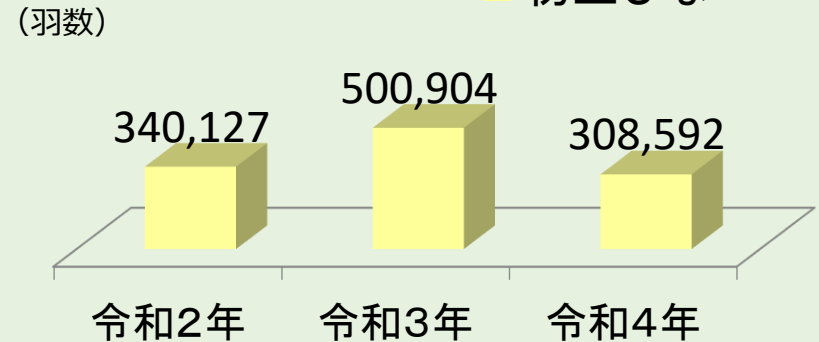
実験動物：動物実験実施施設の外部検証・認証機関による評価を受け認定証を取得（中部検査・診断センター、令和2年12月）

主な家畜の輸入検査実績（令和4年速報値）

(頭数) ■ 牛 ■ 豚 ■ 馬



(羽数) ■ 初生ひな

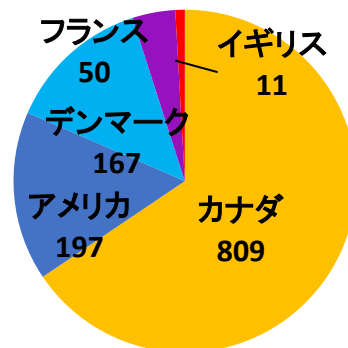


令和4年（速報値）国別・用途別内訳

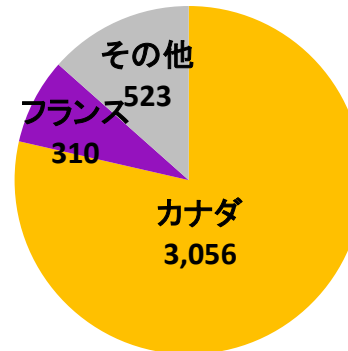
牛（用途別内訳）
全て肥育用



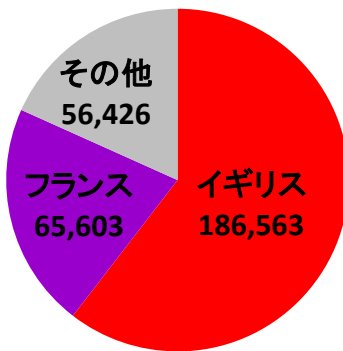
豚（国別内訳）
全て繁殖用



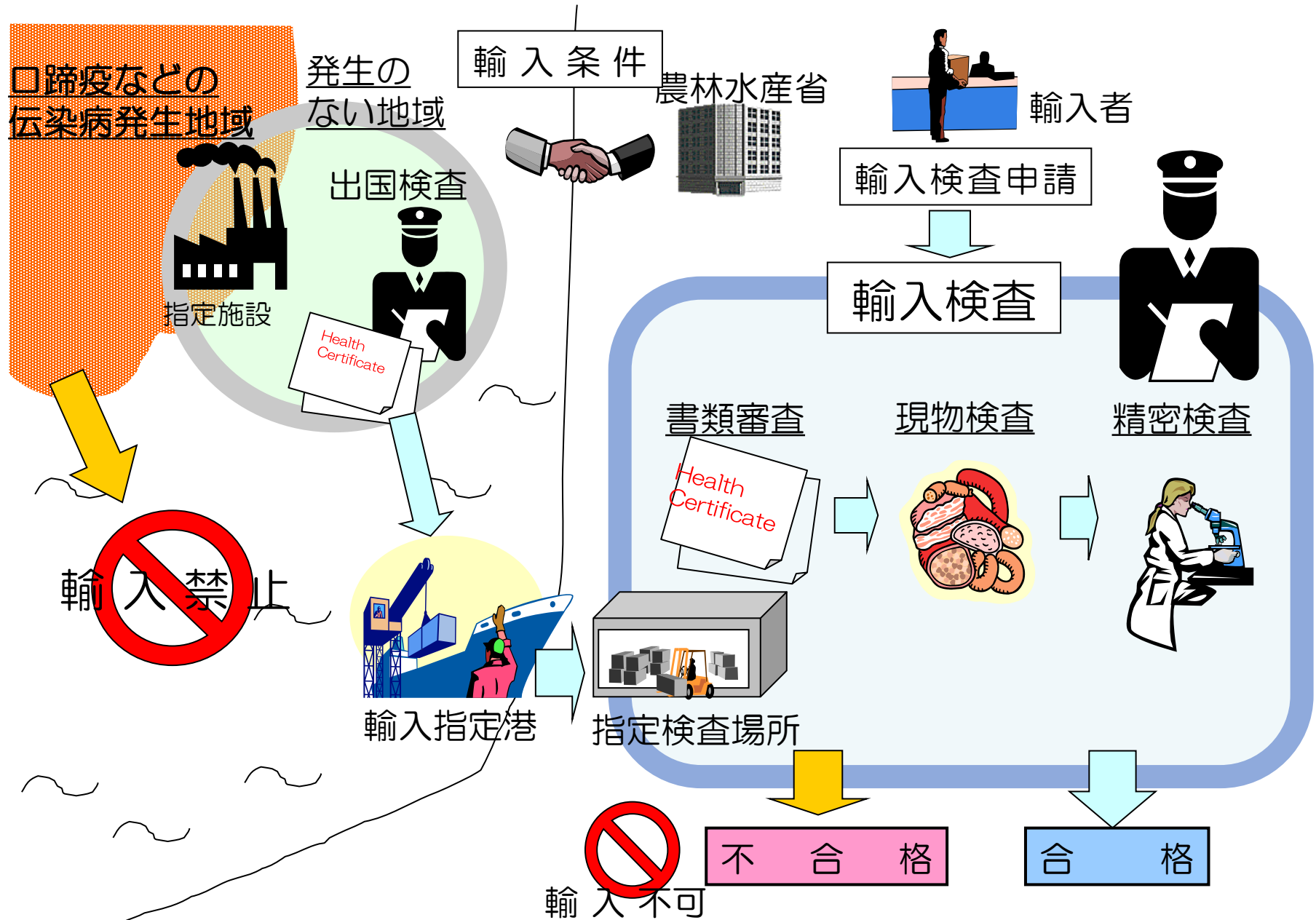
馬（国別内訳）
カナダは全て肥育用



初生ひな（国別内訳）



畜産物（肉、ソーセージ等）の輸入検査



畜産物の輸入検査（家畜伝染病予防法）



1. 輸入港への到着



2. 指定検査場所



3. 書類検査



4. 現物検査



5. 精密検査

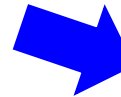


6. 消毒

合格



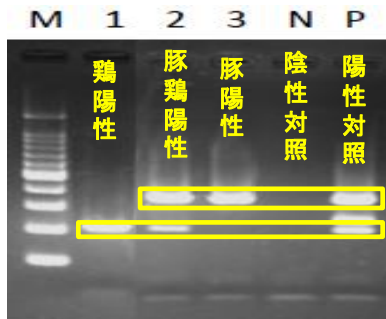
7. 輸入検疫証明書の交付



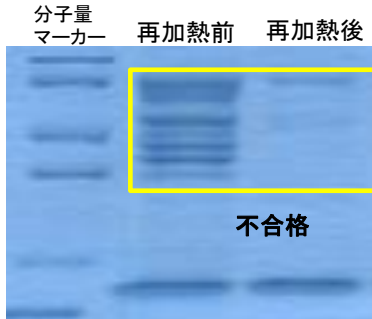
不合格

8. 焼却、埋却処分

肉種鑑別検査



加熱状況確認検査

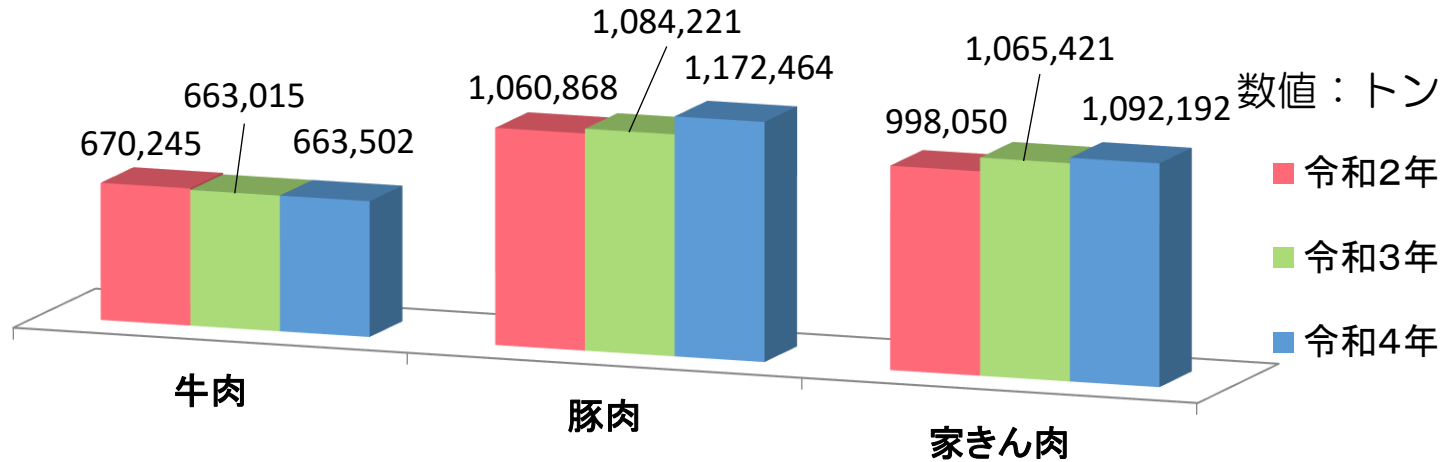


指定検疫物に該当する畜産物等

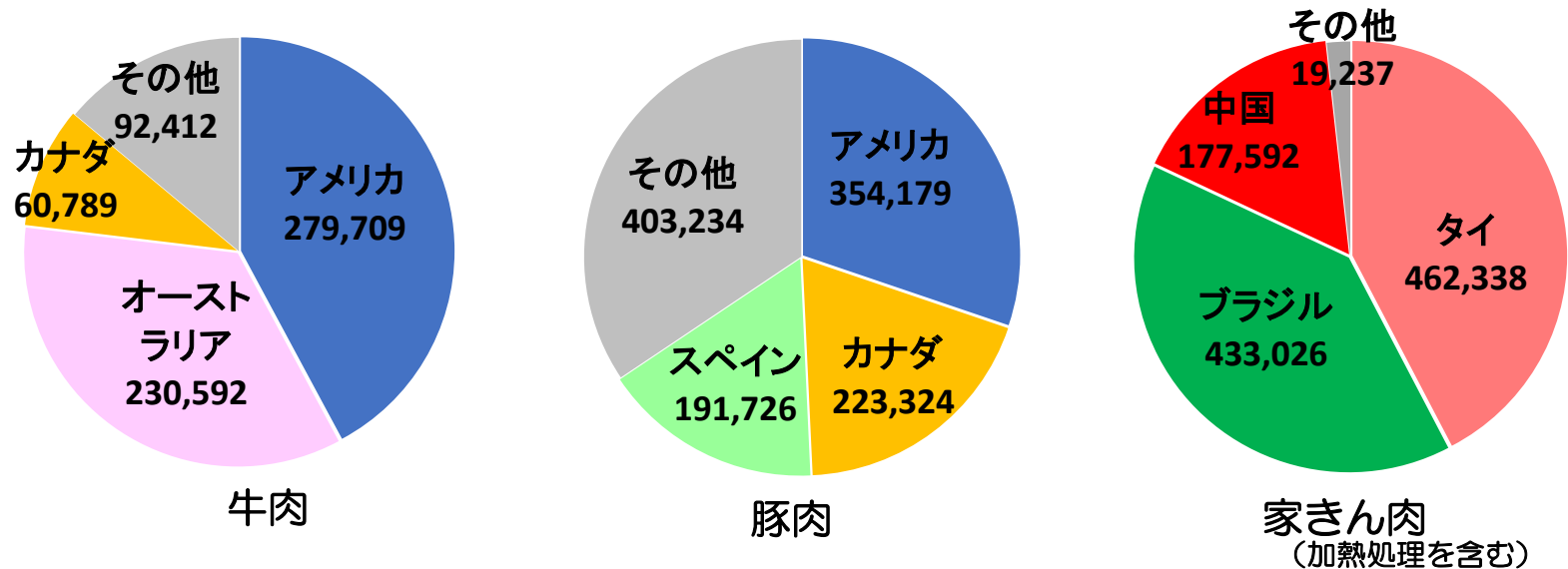
- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉、臓器粉
- (4) 生乳、乳製品、精液、未受精卵、受精卵、糞、尿
- (5) ハム、ソーセージ、ベーコン
- (6) 穀物のわら及び乾草

主な畜産物（肉類※）の輸入検査実績（令和4年速報値）

※肉類は畜産物等のうち7割以上を占めるため、例示したもの



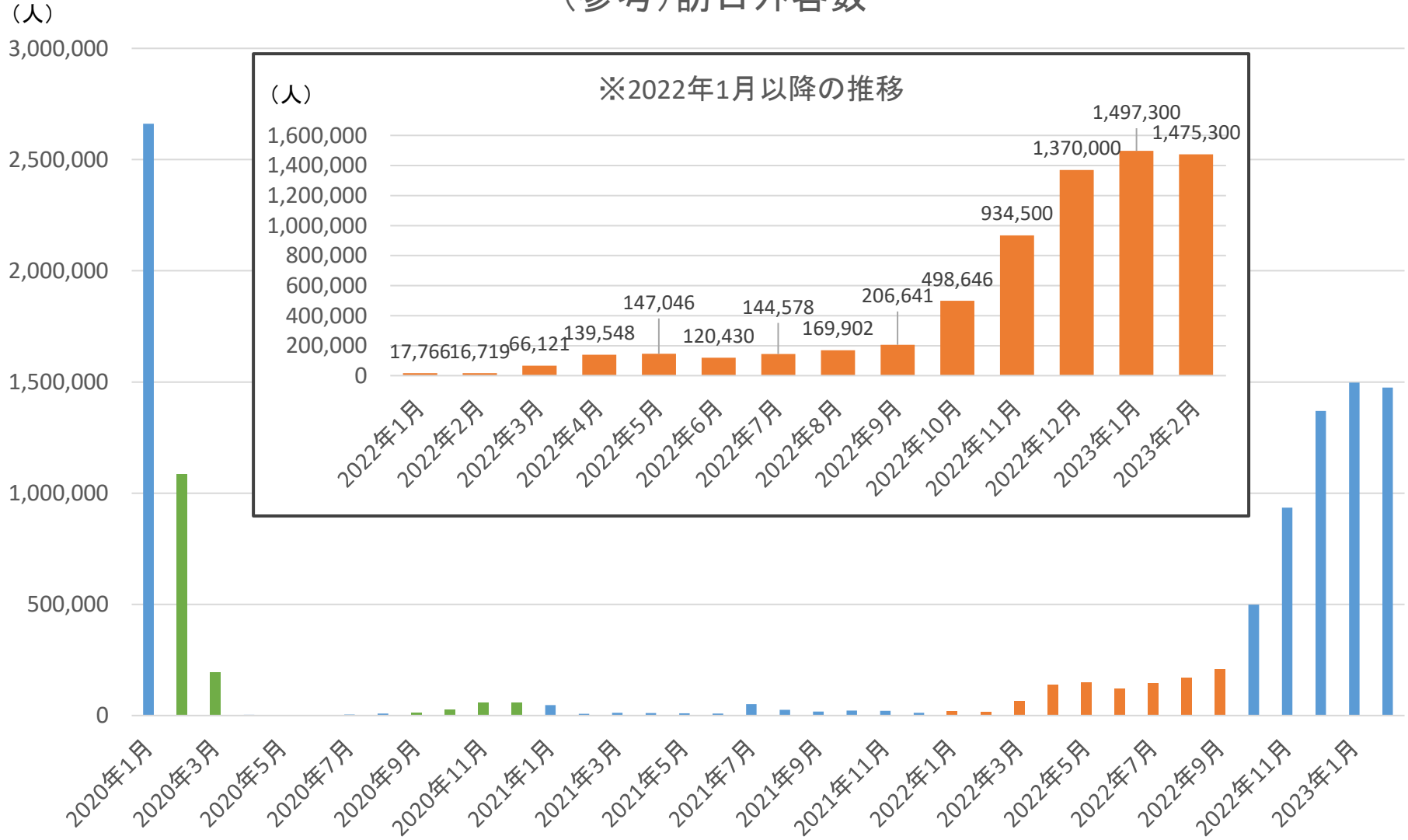
令和4年（速報値）国別内訳



訪日外国人旅行者数の推移

➤ 新型コロナウイルス感染症に伴う入国制限が緩和され、入国者数が増加

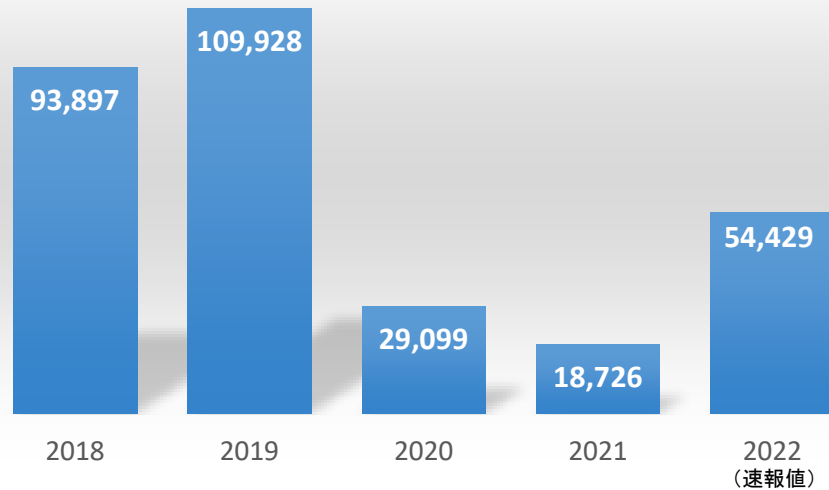
(参考) 訪日外客数



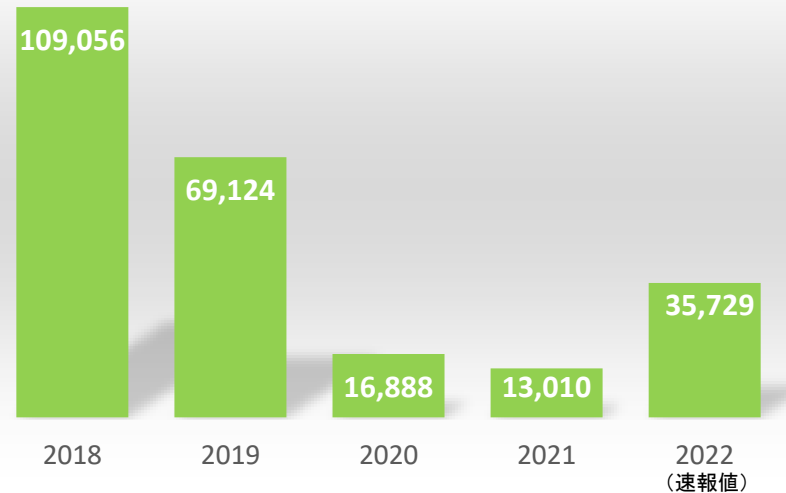
出典：日本政府観光局(JNTO)を元に作成

携帯品で持ち込まれた輸入禁止品の摘発状況

携帯品による輸入禁止品の件数(件)



携帯品による輸入禁止品の数(kg)



○摘発上位国の状況

<2021年>

	国名	件数(件)	重量(kg)
1	中国	3,970	2,601
2	アメリカ	2,164	751
3	韓国	1,860	2,043
4	フィリピン	1,665	982
5	ベトナム	792	706
6	タイ	667	416

<2022年(速報値)>

	国名	件数(件)	重量(kg)
1	ベトナム	8,121	7,869
2	フィリピン	7,411	5,184
3	韓国	4,907	3,297
4	中国	4,217	2,690
5	タイ	4,059	1,787
6	アメリカ	3,802	1,346

携帯品として持ち込まれる畜産物の検疫対応

- 携帯品として持ち込まれた畜産物からアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離

モニタリング検査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等

国、地域名	ウイルス名	分離年	株種
中国	鳥インフルエンザ	2015年	H9N2（3株）, H1N2（1株）, H5N6（1株）, H5N1（1株）
		2016年	H5N6（1株）, H7N9（1株）, H9N2（1株）
		2017年	H7N9（2株）
		2018年	H7N3（1株）, H5N6（2株）
	アフリカ豚熱	2018年	2株
台湾	鳥インフルエンザ	2015年	H9N2（1株）
		2018年	H5N1（1株）, H6N1（1株）
フィリピン	ニューカッスル病	2015年	1株
	アフリカ豚熱	2020年	2株
ベトナム	ニューカッスル病	2016年	1株
	鳥インフルエンザ	2016年	H9N2（2株）
		2018年	H5N2（1株）, H9N2（1株）
		2019年	H9N2（1株）
ミャンマー	ニューカッスル病	2020年	1株

- 中国、フィリピンから持ち込まれたソーセージ等の肉製品4件よりアフリカ豚熱のウイルスが分離

- 中国、ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピン等から持ち込まれた携帯品より、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子を検出。※109件(2023年2月17日現在)



豚肉ソーセージ
(北京から新千歳空港)



自家製餃子
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(延吉から関西空港)



自家製ソーセージ
(青島から中部空港)



ソーセージ
(上海から中部空港)



ソーセージ
(潘陽から中部空港)



豚肉調整品
(ハノイから成田空港)

家畜伝染病予防法改正により強化された水際検疫について

- 平成30年8月の中国でのアフリカ豚熱（ASF）発生以降、アジアにおいて、18か国・地域に発生が拡大。
- 中国・ベトナム等から日本に持ち込まれた肉製品から、A S F ウイルスの遺伝子を検出。
- **A S F の我が国への侵入脅威**が高まっているため、**水際対策を強化**し、家畜伝染病の侵入防止を徹底する必要。

法改正による強化

【令和2年7月1日施行】

- 質問・検査権限**：入国者の携帯品中の畜産物（肉製品等）の有無を、**家畜防疫官が質問・検査**できるよう措置【法第40条第5項】
- 廃棄権限**：携帯品及び国際郵便物検査の結果、発見された違反畜産物について、**家畜防疫官が廃棄**できるよう措置。【法第46条第4項】
- 厳罰化**：輸入検査に関する**罰則を強化**（近隣諸国と比較しても最高水準）。
（輸入検査を受けない場合の罰金100万円【法第63条及び第69条】
→ **300万円（個人）、5,000万円（法人）**）

国際空海港における旅客に対する水際対策

事前対応型広報

現地空港カウンターで
ポスター掲示、注意喚起



空港/港

出国前の情報提供



<海外向け情報配信>

- ・現地SNS
- ・海外メディア向け
ニュースリリース
- ・多言語動画

機内アナウンス



空港/港

現場対応検査

靴底消毒



自主廃棄用BOX

動植物検査



多言語ポスター・リーフレット

出入国在留管理庁と
の連携（慎重審査）

税関との連携



口頭質問・通訳



動植物検査探知犬



動植物検査カウンター

警告書

日本

- ・広報キャンペーン
- ・入国者への情報提供



入国

国際空海港における旅客に対する水際対策

消毒マットによる旅行者の靴底消毒



動植物検疫に関する注意喚起 (税関申告書、構内アナウンス等)



自主廃棄用BOX



入国者への口頭質問の実施

肉などの畜産物を持っているか、海外で家畜に触れたか、国内で畜産関連施設に立ち入るか、質問



動植物検疫探知犬の活用



手荷物として持ち込まれる畜産物等の検査



動植物検疫探知犬の活動

動植物検疫探知犬とは…

- ・手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬
- ・日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入その後、主要空港を中心に導入している。
- ・令和3年3月末時点で
140頭体制を構築

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

探知対象物

肉類



ハム、ソーセージ類



餃子等の肉製品



果物



禁止品探知実績（R4速報値）

48,888件、46720.75kg

（内訳）

携帯品

32,006件、23,412.11kg

郵便物

14,882件、23,308.64kg

参考：年度毎の動植物検疫探知犬頭数推移

H17	H27	H30	R1	R2~
2	18	33	53	140

アフリカ豚熱対策の強化

1 相手国から持ってこさせない

- 中国、ベトナム、韓国国内のSNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた注意喚起
- 多言語動画の配信
 - ・ 動物検疫に関する動画をYouTubeで配信
(日本語、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、韓国語)
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
 - ・ 日本向け直行便で機内アナウンスを実施
(中国便・韓国便は全便数のうち約9割)
 - ・ 一部の航空会社においては、現地の空港カウンターでポスターを掲示
 - ・ 宅配会社にポスターやリーフレットを送付するとともに各社HPへの掲載を依頼
- 広報ポスターの掲示
 - ・ 全国の空港や港などに多言語ポスター約1,000枚掲示
- 広報キャンペーン、報道機関を通じた注意喚起
 - ・ 日本養豚協会（JPPA）と連携したキャンペーンを実施
- 在外公館を通じた、訪日外国人への注意喚起
(査証発給時のリーフレットによるお知らせ)
- 関係機関を通じて、外国人技能実習生に動物検疫制度を周知



広報ポスター



中国の空港カウンター
(ポスターによる案内)

2 日本に入れさせない

➤ 動植物検疫探知犬の増頭

- ・追加措置し、140頭体制に強化（2021年3月末時点）

➤ 畜産物の違法な持込みに対する対応の厳格化（2019年4月22日～）

- ・個人消費用やお土産用であっても、警察への通報又は告発の対象として警告書を交付（2019年4月22日～2022年12月31日の間に約2,500枚を交付）
- ・違反者情報をデータベース化し、関係省庁と連携して対応（逮捕事例あり）



動植物検疫探知犬による探知活動

➤ 高リスク便に対する携帯品検査の重点実施

- ・動植物検疫探知犬による探知や家畜防疫官による口頭質問を重点的に実施
- ・税関と連携した検査を実施

➤ アフリカ豚熱発生国からの豚由来畜産物の検査強化

- ・2023年2月17日現在、携帯品畜産物（生に近くリスクの高い物）をPCR検査、109件からアフリカ豚熱ウイルス遺伝子を検出（うち4件からアフリカ豚熱ウイルスを分離）

国際郵便物の検査を強化

- ・動植物検疫探知犬の活用を拡大

➤ 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の徹底

➤ 船舶・航空機の食品残渣の適切な処理について、事業者への確認・指導を継続的に実施

3 農場に入れさせない

➤ 野生イノシシ対策を見据えたごみ対策の協力依頼

- ・環境省及び国交省を通じて、野生動物がいるような公園でのごみ対策の協力依頼を自治体、関係部局等に通知

➤ 食品原料に由来する飼料の加熱について都道府県や生産者団体等を通じて農家に徹底

家畜伝染病予防法違反事案の対応の厳格化概要

1. 申告がないのに肉製品等の所持が**発覚**
2. 違反者の**パスポート情報等をデータベース化**
3. **警告書**の交付
4. 悪質性が認められる場合は**警察に通報・告発**
5. **罰則**は三年以下の**懲役**又は**300万円以下の罰金**
(法人に対しては最高5,000万円)

※令和2年7月1日に
家畜伝染病予防法一
部改正の施行に伴う
罰則強化

税関検査場



動物検疫所カウンター

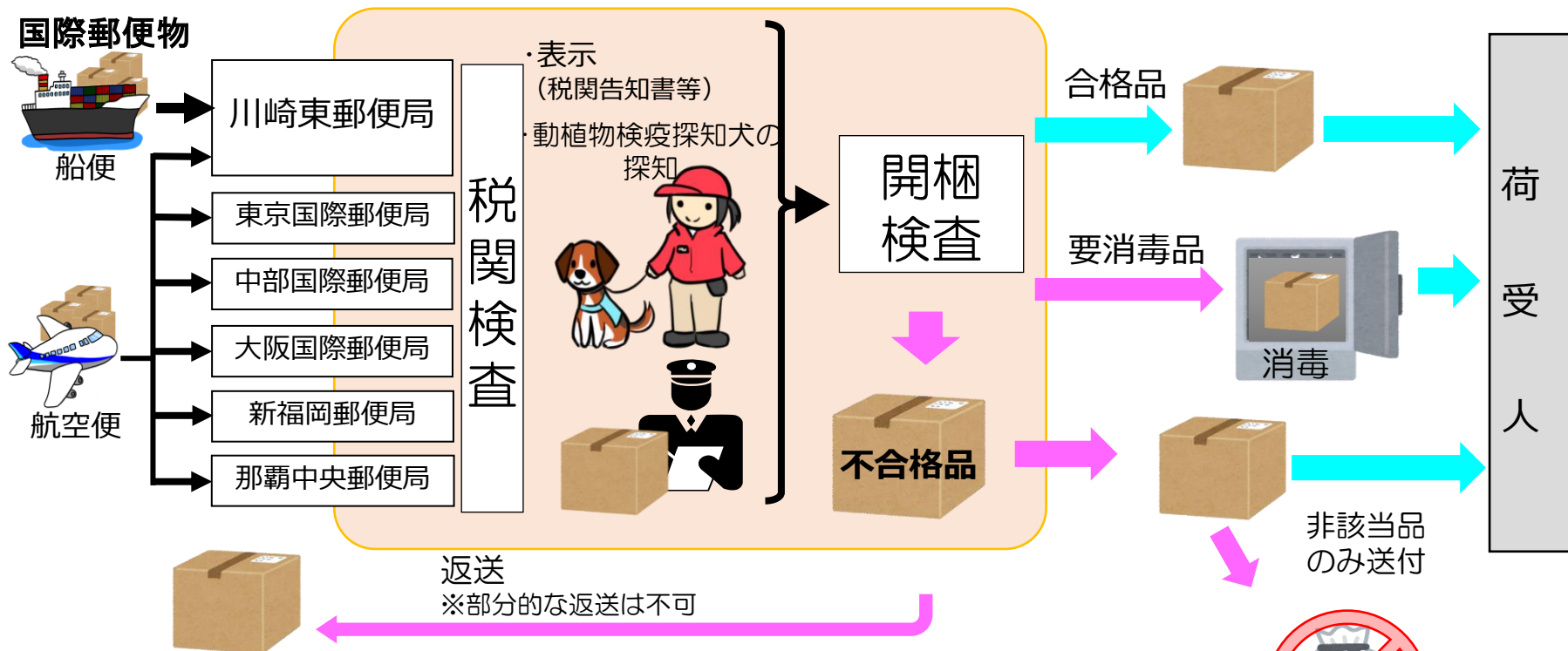


悪質な場合



国際郵便物の輸入検査

- ・ 全国の国際郵便局（6か所）において、日本郵便及び税関と協力して検査を実施
- ・ 権限強化等による違反品の急増



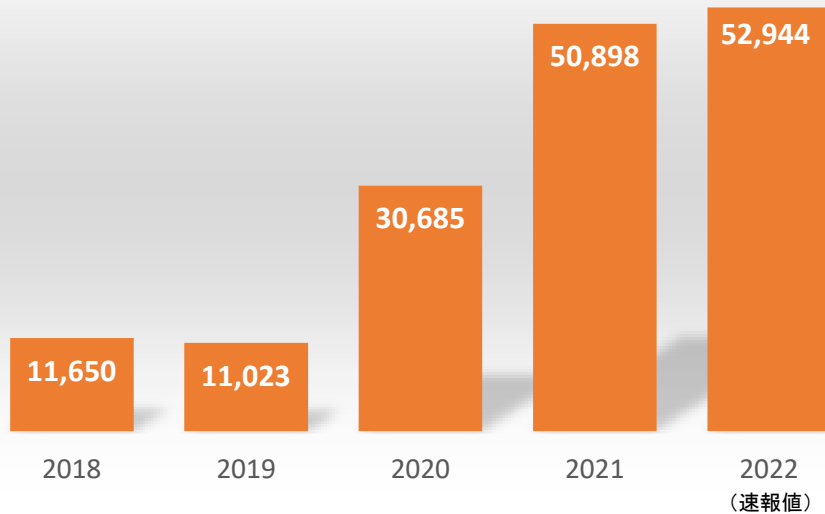
国際郵便物の違反畜産物摘発件数及び重量

年度	2019年	2020年	2021年	2022年 (速報値)
摘発件数 (重量)	11,023件 (15,071 kg)	30,685件 (47,918 kg)	50,898件 (85,703 kg)	52,944件 (85,683 kg)

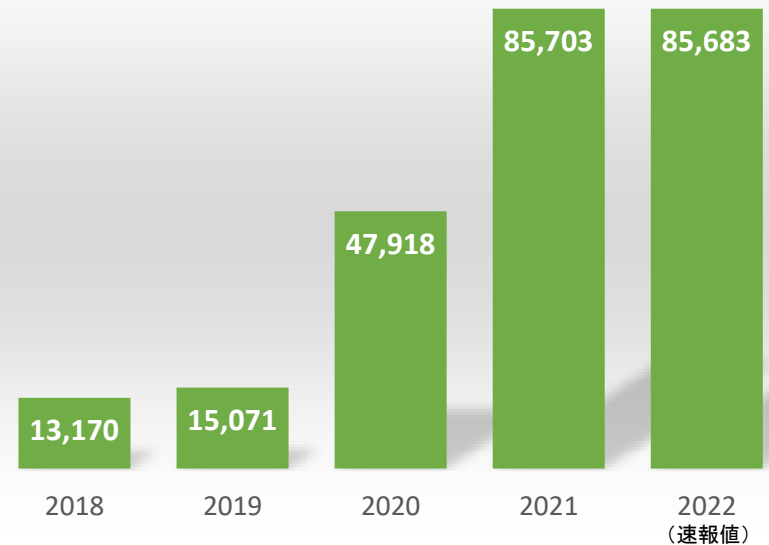


郵便物で持ち込まれた違法畜産物の摘発状況

郵便物による輸入禁止品の件数(件)



郵便物による輸入禁止品の数(kg)



○摘発上位国の状況 (件数順)

<2021年>

	国名	件数(件)	重量(kg)
1	中国	42,936	65,173
2	ベトナム	3,391	16,498
3	アメリカ	1,226	540
4	タイ	542	679
5	モンゴル	498	390
6	インドネシア	326	706

<2022年(速報値)>

	国名	件数(件)	重量(kg)
1	中国	42,020	46,811
2	ベトナム	5,743	33,750
3	アメリカ	1,095	496
4	モンゴル	952	661
5	タイ	891	1,659
6	韓国	288	387

本日の内容

1. 動物検疫の概要

輸入検疫の強化

2. 輸出促進

3. 国内支援 他

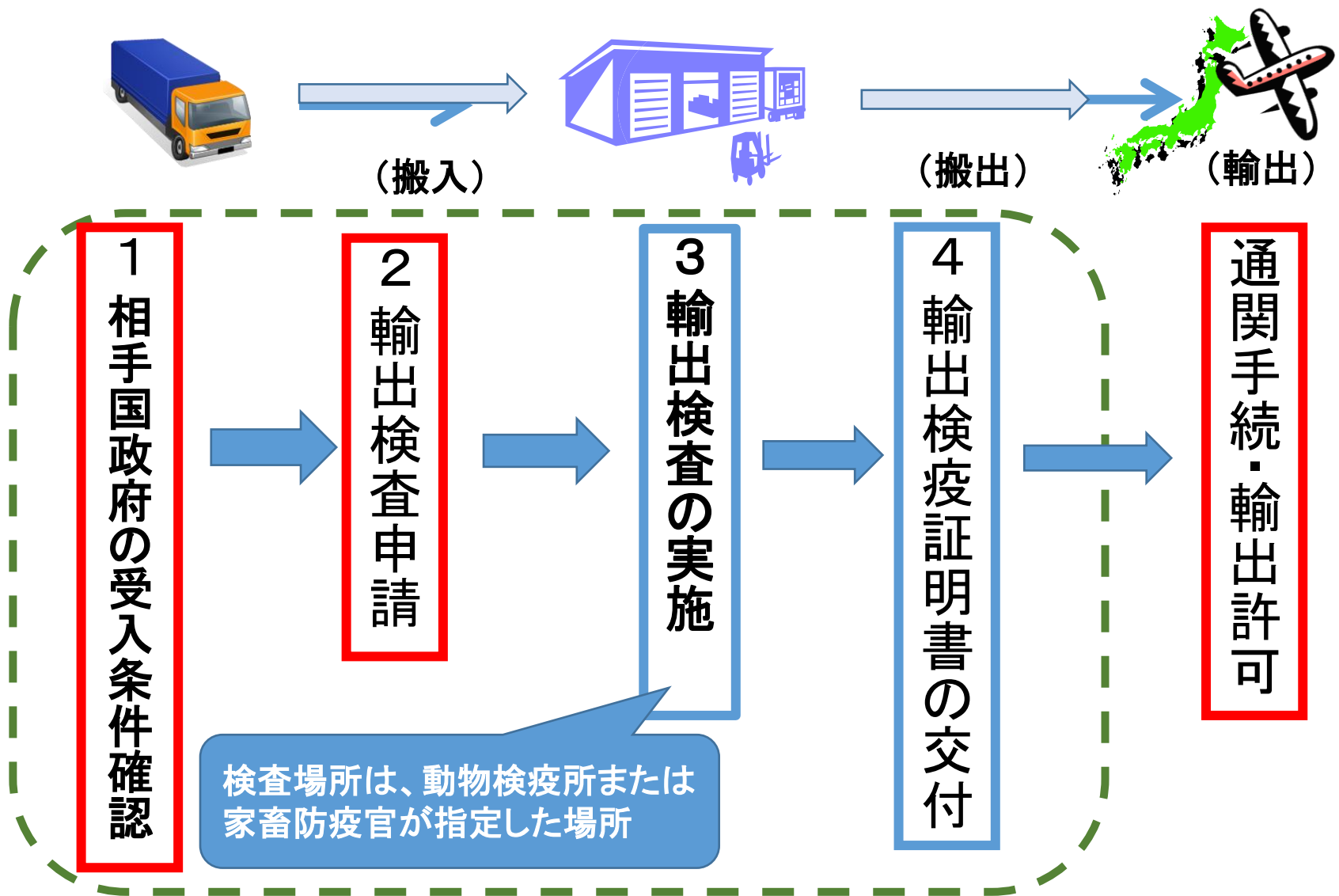
4. まとめ

MAFF

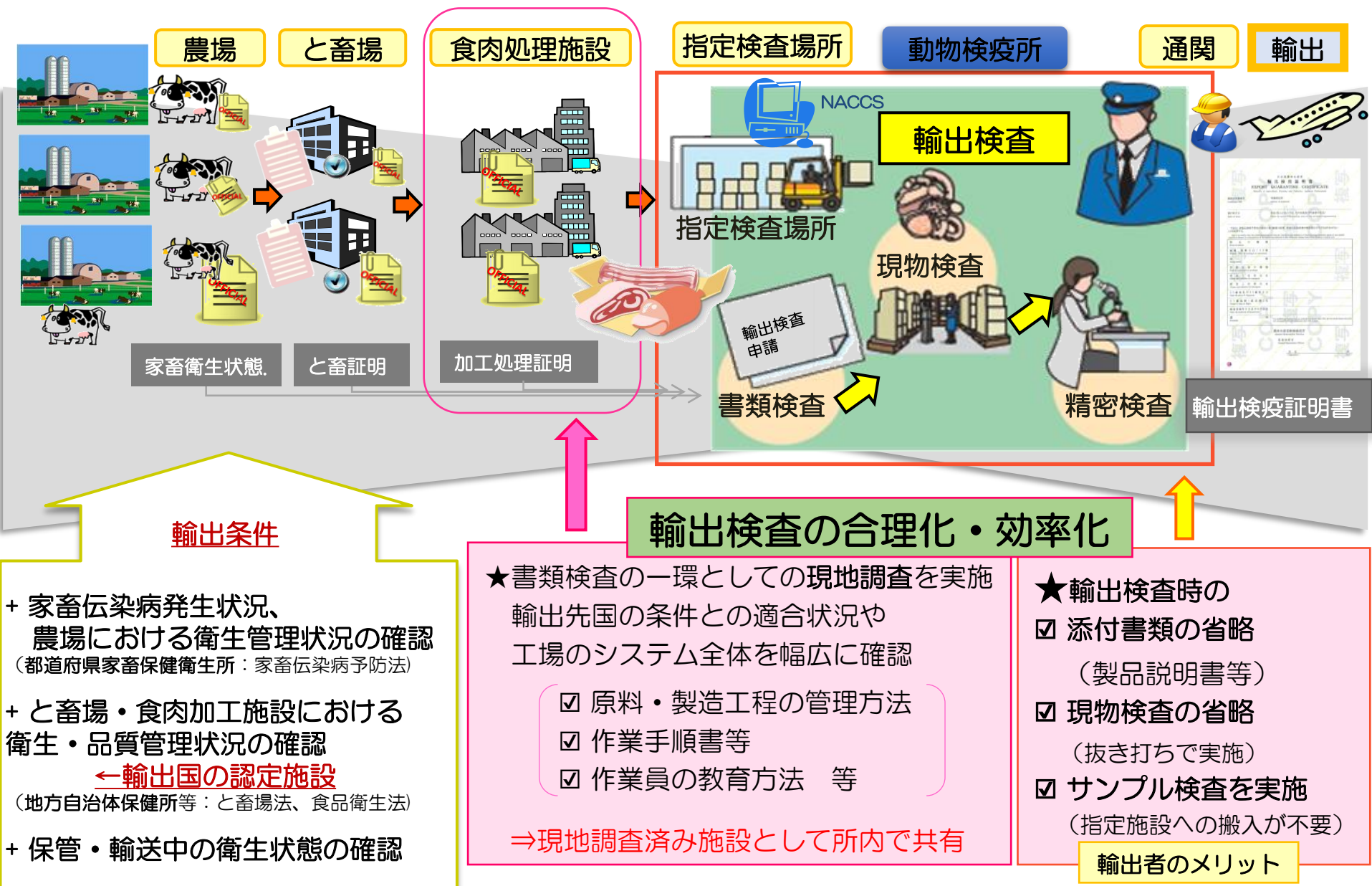
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



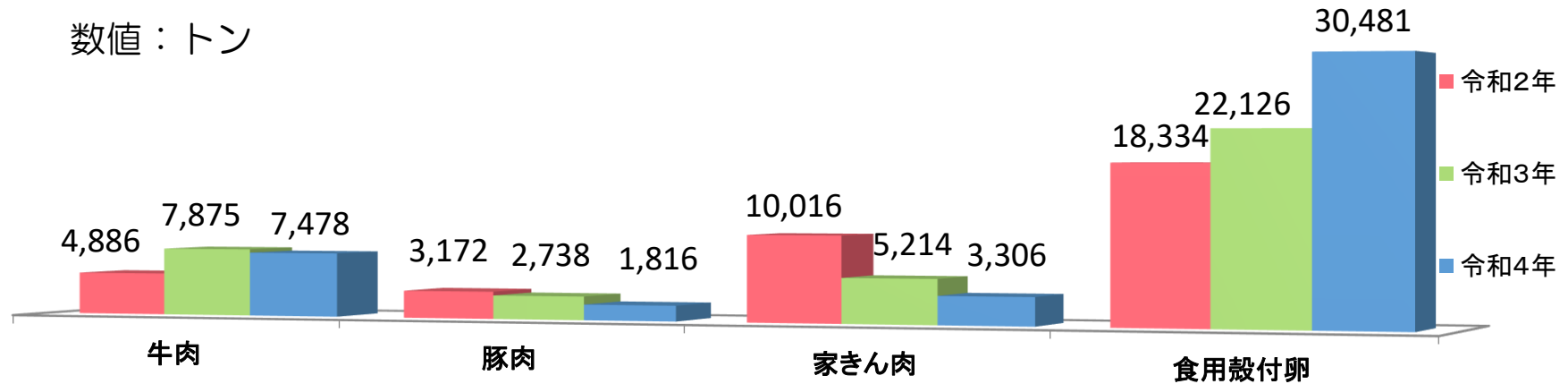
牛肉等の畜産物の輸出検査（家畜伝染病予防法）



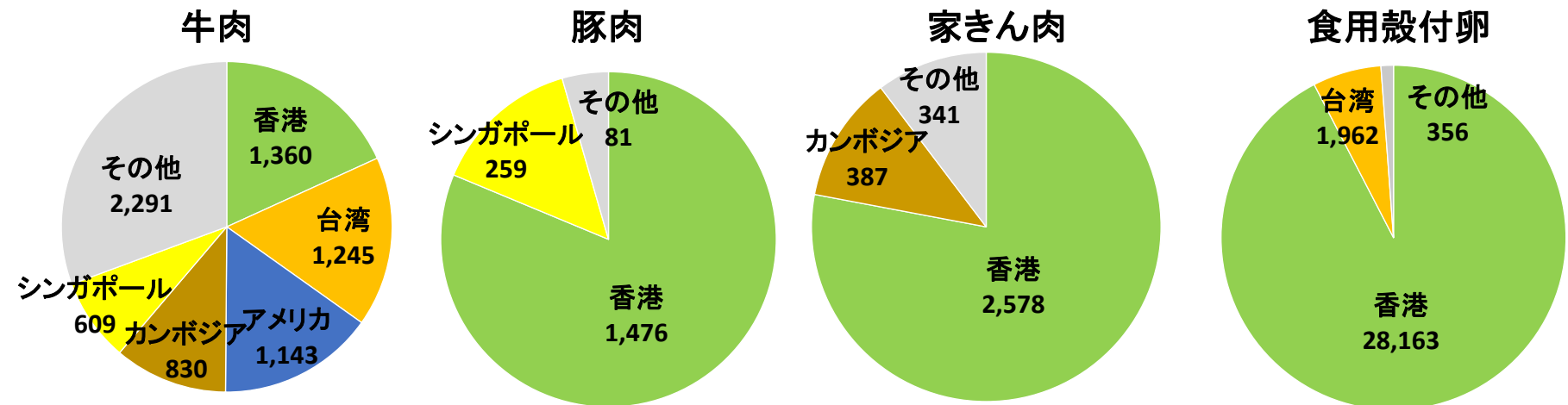
農林水産物の輸出促進、2030年に輸出額5兆円目標の達成目標

主な畜産物の輸出検査実績（令和4年速報値）

数値：トン



令和4年国別内訳（数値：トン）（速報値）



本日の内容

1. 動物検疫の概要

輸入検疫の強化

2. 輸出促進

3. 国内支援 他

4. まとめ

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

国内防疫支援の取組

保管している大型防疫資材

国内発生時に備えた 緊急支援体制の整備

● 緊急支援チームの人材確保

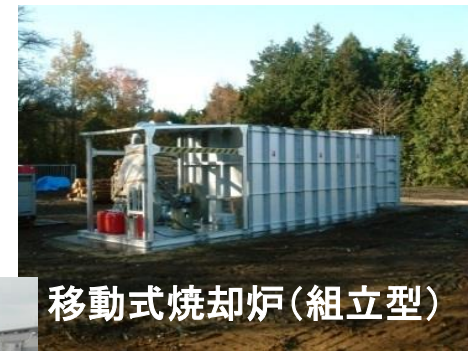
- ・特定家畜伝染病防疫指針には殺処分・埋却時の防疫措置を支援する緊急対応に必要な人材

● ワクチン、防疫資材の備蓄、管理

- ・防疫資材の確保、管理
- ・大型防疫資材の利用 等

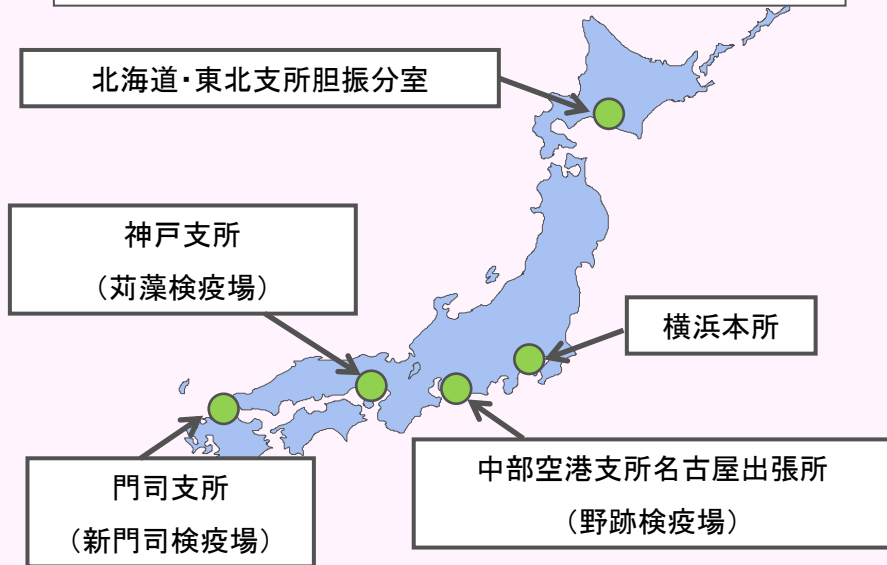
● 関係者との連携強化

- ・都道府県等地方自治体との連携
- ・生産農家等との連携 等



防疫資材の保管（大型防疫資材）

保管場所



動物検疫所で保管する大型防疫資材

資材名	胆振	横浜	中部	神戸	門司
電気殺処分機	7台	48台	17台	15台	15台
移動式レンダリング装置	1台	1台	1台		1台
盛土用法面保護資材	1式		1式		1式
除染tent	3式	3式	2式		24式
移動式焼却炉(非組立式)			1機		
移動式焼却炉(組立式)			2機		1機
広域防除機			1機		1機
泡殺鳥システム			1機		1機
移動式車両消毒機					5台

● 電気殺処分機



● 移動式レンダリング装置



農場で牛・豚の死体を破碎・加熱処理する装置
 〈処理能力: 豚 2,000頭/日〉

● 盛土用法面保護資材



家畜の死体を地上で埋却するために用いる資材
 〈收容能力 (1式): 豚1,000頭×2セット〉

● 除染tent



発生農家等からの退出時、作業員の除染に利用

● 移動式焼却炉（左：非組立式）（右：組立式）



農場現場で主に家さんの死体等を焼却する装置
 処理能力: 鶏
 (左) 2,400羽/日
 (右) 6,400羽/日

● 広域防除機



畜舎・車両の消毒、汚染物品の消毒に利用

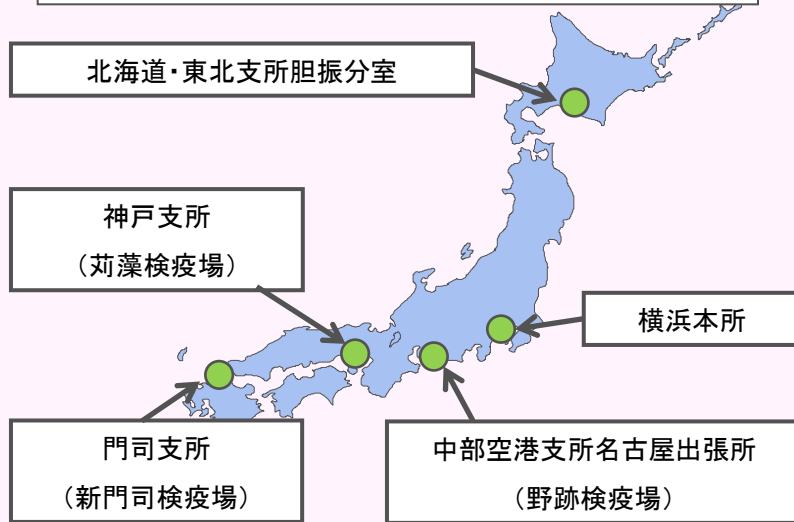
● 泡殺鳥システム



平飼い鶏舎や限られたスペースの中で鶏を殺処分する装置

防疫資材の保管（大型防疫資材を除く。）

保管場所



ワクチンの保管

【口蹄疫】



タイプ
O1Manisa
OCampos
A22Iraq
30万ドーズ
備蓄場所
神戸支所

【鳥インフルエンザ】



タイプ
A型H5N1:170万
A型H7N7:170万
合計:340万ドーズ
備蓄場所
横浜、神戸、門司

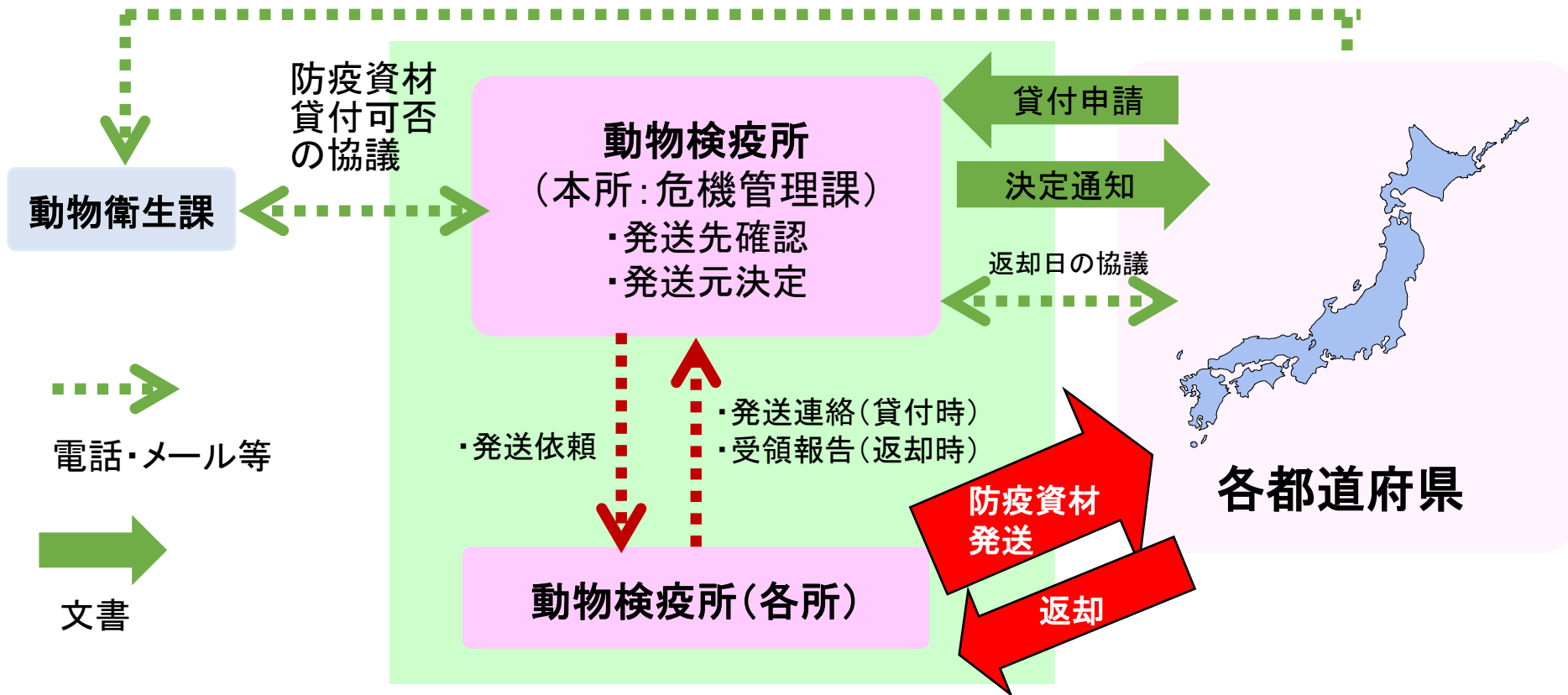
動物検疫所で保管する主な防疫用物品

資材名	胆振	横浜	中部	神戸	新門司
防疫服	○	○	○	○	○
衛生長靴	○	○	○	○	○
ゴーグル	○	○	○	○	○
マスク	○	○	○	○	○
手袋	○	○	○	○	○
注射筒・注射針				○	
鳥用連続注射器・ 注射針		○		○	
豚用連続注射器・ 注射針		○		○	
耳標	○	○		○	○
フレコンバック	○	○	○	○	○
医療廃棄物容器		○	○	○	○
靴底消毒用マット					○
消石灰	○	○		○	○
厚手ポリ袋(90L)		○	○	○	○
ボンベ用ホーン	○	○	○	○	○

防疫資材の貸付手続について

家畜伝染病予防法第49条に基づく防疫資材の貸付要領の制定について
(平成25年10月1日付け25消安第3228号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)

防疫資材貸付に関する連絡



円滑な貸付のため、貸与した防疫資材の適切な使用と管理、
使用後の速やかな返却をお願いしたい。

HPAI発生に係る動物検疫所職員派遣状況

	派遣先	派遣員数 (延べ人数)	業務内容
令和2年度	香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、 広島県、高知県、徳島県、和歌山県、大分県、 岡山県、滋賀県、千葉県、岐阜県、富山県、 栃木県	404	県庁～農水省との連絡調整、 現場リーダー、サブリーダー、 殺処分、疫学調査チーム、 検査支援、周辺農場清浄性確認検査 (採材)等
令和3年度	秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、 埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、 宮城県	43	殺処分、疫学調査チーム、作業拠点 ～農水省との連絡調整
令和4年度	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、 千葉県、新潟県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	270	殺処分、疫学調査チーム、作業拠点 ～農水省との連絡調整

HPAI発生に係る防疫資材貸付実績

貸付先	貸付した防疫資材
北海道、青森県、富山県、栃木県、 埼玉県、群馬県、新潟県、茨城県、 千葉県、奈良県、香川県、愛媛県、 岡山県、鳥取県、長崎県 (令和2年4月～令和5年3月末まで)	防護服、衛生長靴、N95マスク、ゴーグル型メガネ、 手袋(外側用、内側用)、フレコンバッグ、ボンベ用ホーン、 医療用廃棄物容器、厚手ポリ袋(90L)等

豚熱発生に係る動物検疫所職員派遣状況

年度	派遣先	派遣員数 (延べ人数)	業務内容
令和2年度	群馬県、山形県、 三重県、奈良県	52	殺処分、疫学調査チーム、作業拠点～農水省との 連絡調整等
令和3年度	群馬県、三重県、栃木県、 山梨県、神奈川県、 滋賀県、宮城県	228	殺処分、疫学調査チーム、作業拠点～農水省との 連絡調整、レンダリング装置稼働に係る調整等
令和4年度	茨城県、栃木県、群馬県	37	殺処分、疫学調査チーム

豚熱関係に係る防疫資材貸付実績

貸付先	貸付した防疫資材
宮城県、茨城県、千葉県、 神奈川県、栃木県、山梨県、 群馬県、富山県、和歌山県、 奈良県、三重県、滋賀県 (令和2年4月～令和5年3月末まで)	防護服、衛生長靴、N95マスク、ゴーグル型メガネ、手袋（外側用、内側用）、フレコンバック、医療用廃棄物容器、注射針（18G）、ポリ袋
	電気殺処分機（三重県、山梨県、群馬県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県） 移動式レンダリング装置（神奈川県）

動物検疫所受託検査

- ・動物検疫所では都道府県からの受託検査を実施
- ・動物検疫所受託検査規程に基づき、受託検査依頼書を提出
- ・検体輸送費用を除き、検査手数料なし

受託検査の近年の実績

対象疾病	動物種	検査法
馬ウイルス性動脈炎	馬	中和試験
レプトスピラ症	犬	顕微鏡凝集試験
アナプラズマ症	牛	リアルタイムPCR、PCR シーケンス解析

詳細は「動物検疫所受託検査規程」(平成30年5月23日付け30動検第203号)を御参照ください。

犬猫の輸入検査（狂犬病予防法）



検疫施設(犬舎・猫舎)



検疫対象疾病：狂犬病（犬、猫、きつね、あらいぐま、スカンク）

狂犬病発生地域からの輸入の場合、マイクロチップによる個体識別、ワクチンの2回接種、抗体検査、180日の待機期間が必要。条件を満たしていない場合は、最長180日の係留検査

サルの輸入検査

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）



検疫対象疾病：エボラ出血熱・マールブルグ病
（霊長類）

係留施設での30日間の臨床検査

水産動物の輸入許可業務

（水産資源保護法）



検疫対象疾病：コイヘルペスウイルス病、イエローヘッド病（えび）、マボヤの被囊軟化症 等24疾病

（対象動物：こい、きんぎょその他のふな属魚類、まだい、くるまえばい属のえび、まがき、まぼや 等21種）

動物検疫業務に関する調査研究

新しい検査技術の導入

未導入検査技術のうち、国内に検査機関がない疾病や、海外で新たに確認された疾病を中心に、検査法・診断体制を計画的に導入



検疫業務の効率化に向けた検証

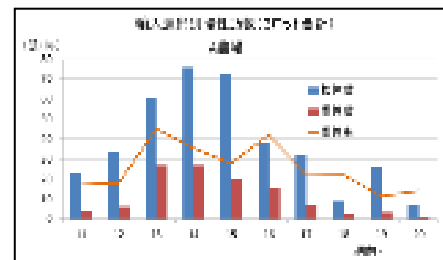
- 輸入禁止品のモニタリング
(未加熱肉のASF、AIウイルス汚染状況調査)
- 遺伝子検査による肉製品の畜種鑑別法の検討
- 検疫探知犬の探知実績分析
- 指定検疫物保有者のプロファイリング 等



輸出国の疾病発生・管理体制等の情報収集

- 海外の疾病発生状況
- 輸出国の疾病管理体制情報
- 輸入動物の監視伝染病以外の疾病サーベイランス

(例)「豚サーコウイルス2型の浸潤状況調査」「輸入カニクイザルにおける結核症の集団発生事例」獣医学術奨励賞受賞



輸出入動畜産物のリスク評価

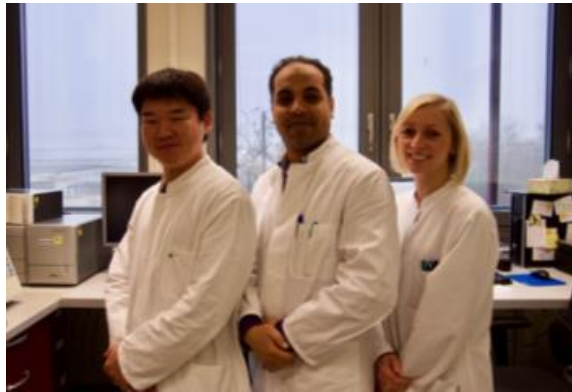
動物、畜産物の輸出入に伴う疾病の国内外への伝播の危険性の評価



国際機関との連携

ドイツOIEリファレンスラ
ボラトリーからの鼻疽検
査技術の導入

(平成28年)



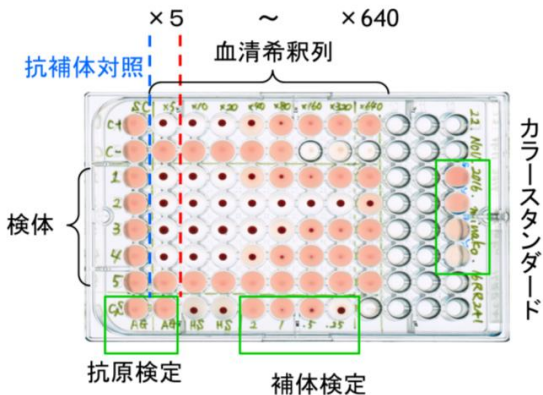
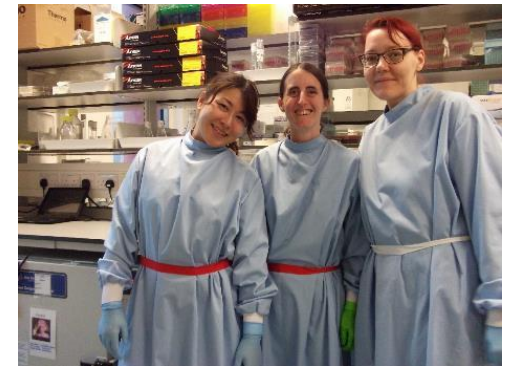
オーストラリア政府機関
とのヨーネ病検査の相互
確認

(平成29年)



英国研究所における
小反芻獣疫の検査技術
導入

(平成29年)



動物検疫所にて分離したウイルス株を
国内外の検査研究機関に分与
(2008年以降 59件190株の実績)

- ・馬インフルエンザワクチン株として使用
- ・鳥インフルエンザワクチン研究に貢献



本日の内容

1. 動物検疫の概要
輸入検疫の強化
2. 輸出促進
3. 国内支援 他
4. まとめ



MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

都道府県と連携した取組の推進

検疫強化

携帯品
郵便物検査の強化

- 事前対応型注意喚起／発生予防
外国人技能研修員、生産者、港湾関係者等への情報提供
- 空海港、イベントでの連携キャンペーン
- 在留外国人、技能実習生、食材店への広報
- 着地検査と輸入検疫の一体化
輸出国情報と検疫情報の共有 **+** 着地検査情報のフィードバック
- 動物検疫所職員と都道府県の職員の人事交流、派遣

輸出促進

- 輸出手続きの簡素化、円滑化
- 輸出者等との協力
- 生産、加工、流通関係施設への輸出検査、査察

国内支援

- 国内発生時の緊急支援(人材育成、防疫資材の管理)
- 検査職員の派遣、研修等
- 都道府県からの受託検査

アフリカ豚熱、鳥インフルエンザをはじめ悪性伝染病の
侵入防止のため職員一丸となって取り組んでいます。
御理解と御協力を！！



BUZZ MAFF タガヤセキュウシュウで紹介されて

185位!!



お問い合わせ先
農林水産省 動物検疫所
企画管理部 企画調整課
電話 045-751-5923
aqs.yokkikaku@maff.go.jp